

令和6年第1回臨時会

むかわ町議会会議録

令和6年 1月24日 開会

令和6年 1月24日 閉会

むかわ町議会

令和6年第1回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (1月24日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
町長行政報告及び提出事件の大要説明	6
報告第1号の上程、説明、質疑	8
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
閉議及び閉会	25
署名議員	27

むかわ町告示第64号

令和6年第1回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年1月19日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和6年1月24日（水）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第1号 専決処分報告に関する件
（工事請負契約の変更に関する件）

議 案

議案第1号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第2号 損害賠償の額の決定に関する件

議案第3号 損害賠償の額の決定に関する件

議案第4号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例案

議案第5号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和6年第1回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年1月24日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 報告第1号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 6 議案第1号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第2号 損害賠償の額の決定に関する件
- 第 8 議案第3号 損害賠償の額の決定に関する件
- 第 9 議案第4号 むかわ町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第5号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 栗原健一 | 議員 | 2番 | 伊藤恵美 | 議員 |
| 3番 | 古内みゆき | 議員 | 4番 | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番 | 東千吉 | 議員 | 6番 | 佐藤守 | 議員 |
| 7番 | 中島勲 | 議員 | 8番 | 大松紀美子 | 議員 |
| 9番 | 三上純一 | 議員 | 12番 | 津川篤 | 議員 |
| 13番 | 野田省一 | 議員 | | | |

欠席議員（2名）

10番 小坂利政議員

11番 北村修議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務財政課長	石川英毅	総務財政課参事	柴田巨樹
総務財政課主幹	三上祐	総合政策課長	栃丸直士
町民生活課長	佐々木義弘	町民生活課主幹	小坂僚介
福祉・子育て課長	熊谷伸一	福祉・子育て課主幹	谷川功一
農林水産課長	酒巻宏臣	農林水産課参事	藤野真稔
農林水産課主幹	宮村敦嗣	経済建設課長	大塚治樹
経済建設課参事	江後秀也	経済建設課参事	菊池功
企画町民課長	吉田直司	企画町民課主幹	矢野優子
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	西幸宏
生涯学習課主幹	山木美幸	選挙管理委員会事務局長	石川英毅
農業委員会事務局長	東和博	農業委員会支局長	宮村敦嗣
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長 今井巧 主査 酒巻早苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

開会に先立ちまして、本年1月1日に発生しました能登半島地震において被災されました多くの方々に、心からお見舞い申し上げますとともに、この震災により犠牲となられました多くの方々に、哀悼の意を表したいと思えます。

また、一日も早い復旧・復興により、被災された方々が安全・安心な暮らしを取り戻せることを強く願うものであります。

ここで、開会前に、犠牲となられた多くの方々の御霊に対し、黙祷をささげたいと思えます。

御起立をお願いいたします。

黙祷。

黙祷を終わります。

ありがとうございました。御着席願います。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回むかわ町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、三上純一議員、12番、津川篤議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第140号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年第1回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには御出席をいただき感謝を申し上げます。

まず、冒頭でございますが、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震により、石川県、富山県、新潟県、福井県で多くの方が被災し、200人を超える貴い命が奪われる事態となりました。この地震で犠牲となられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆さんにお見舞いを申し上げます。

現地では、いまだ全容が見えない中、懸命の救助と復旧作業が続いています。必要とされるあるべき一日も早い復旧・復興を願っているところでございます。

なお、町の対応としましては、後ほど提出事件の概要説明でも触れますが、石川県に見舞金を、さらに2月から保健師を含め職員を現地に派遣し、人的支援を行う予定でございます。引き続き、国及び北海道とも連携し、情報の収集把握を図り、必要とされる応援・支援に努めてまいります。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告といたしまして2点御報告を申し上げます。

1点目は、町内の障害者支援施設で発生した虐待行為についてでございます。

概要としましては、昨年11月9日に、むかわ町穂別総合支所に社会福祉法人愛誠会から虐待行為があった旨の通報があり、障害者虐待防止法に基づき、北海道胆振総合振興局と連携し調査を実施した結果、特定の元従事者1名が虐待行為、種別として性的虐待があったと判断し、法人に対し、再発防止に向けての業務内容の改善指導を行ったものでございます。

改善内容としましては、利用者の安全確保、再発防止に向けた組織体制の強化、研修体制の見直し、職員間でのケアの質の向上に向けた取組の検討、さらに利用者の精神的ケア、入居者及び家族への丁寧な対応等について指導を行ったものでございます。

業務の改善計画書につきましては、本年2月9日まで提出するよう指示を行い、町としましても、提出された改善計画の内容につきまして確認を図り、再発防止に向けての適宜対応に努めることとしているところでございます。

このたびの件につきましては、大変重く受け止めており、一日でも早く、利用者とその家族が安心して利用できる環境を早急に整えるよう改善指導を努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

2点目は、令和6年1月18日に行いました職員の不適切な事務処理に関わる懲戒処分について御報告を申し上げます。

懲戒処分の事案につきましては、令和5年の第4回議会定例会におきまして、町内のエゾシカ侵入防止柵の対応に伴う農業被害について行政報告をさせていただきました。その後の調査で、担当職員の誤った判断により、撤去できないことに理解を求めなければならないところ、侵入防止柵の金網を約200メートルにわたり防止柵設置所場所の撤去により機能を滅失させ、農業被害の事態を招いたものでございます。これらの行為は、町行政に対する社会的評価を低下させる信用失墜行為に当たるものであり、地方公務員法第29条第1項並びにむかわ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、担当職員1名を減給1か月、管理職1名を減給2か月とし、懲戒処分をしたところでございます。このような非違行為を発生させたことに対しまして、町民の皆さん並びに議会議員の皆さんに深くおわびを申し上げます。

今後におきましては、全ての職員に対し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを徹底し、二度とこのような非違行為が起こらないよう努めてまいります。

なお、本件により生じた被害への対応として、補正予算さらには任命責任及び組織管理の

責任を重く受け止め、私と副町長の給与を削減する条例改正案につきまして、後ほど提案をさせていただきますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、第1回臨時会に当たっての行政報告とさせていただきます。

さて、本臨時会で御審議いただきます事件につきましては、報告1件、議案5件であります。

報告第1号 専決処分報告に関する件につきましては、工事請負契約の締結について、設計変更が生じ契約金額を変更したため、令和6年1月15日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

議案第1号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号及び議案第3号 損害賠償の額の決定に関する件につきましては、先ほど行政報告で申し上げましたエゾシカ侵入防止柵の対応に伴い発生した被害に対する損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第4号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政報告で申し上げました職員の懲戒処分に対する指揮監督責任として、私及び副町長の給料を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）につきまして、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第5、報告第1号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

[三上 祐総務財政課主幹 登壇]

○総務財政課主幹（三上 祐君） 報告第1号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本件は、令和5年7月18日開会の令和5年むかわ町議会第2回臨時会におきまして、議決をいただきました、町道川東線災害復旧工事に係る請負契約につきまして、設計変更に伴い契約金額を変更する必要があることから、地方自治法第181条第1項の規定に基づき、令和6年1月15日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、概数としていた河川土工及びのり覆護岸工等の工種に係る数量の確定によるものでございます。

議決いただきました契約の金額の事項中、9,402万8,000円から13万2,000円を減額いたしまして、9,389万6,000円に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき、当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲内での変更であるため、専決処分したものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、議案第1号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

小坂町民生活課主幹。

〔小坂僚介町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 議案第1号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条

例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書 3 ページ、議案第 1 号をお開き願います。

この改正は、戸籍法の一部改正により戸籍謄本の広域交付等の発行等が可能となることから、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料 1 ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表は 2 ページから 7 ページでございます。

1 の手数料徴収条例の一部改正の背景について。

令和元年 5 月、戸籍法の一部を改正する法律が公布され、全国市区町村の戸籍情報の連携システムを構築することとされました。

令和 6 年 3 月 1 日施行により、(1) から (3) のサービスの提供開始に伴い、地方公共団体の標準に関する政令の一部改正に準じて改正するものでございます。

(1) は、戸籍謄本等が本籍地以外でも交付可能となる、広域交付サービスです。

(2) は、他の行政機関で使用するための識別符号の発行、識別符号とは、戸籍等の電子証明書の確認パスワードでございます。

(3) は、電子化された届書等の内容に係る証明書の交付及び閲覧でございます。

2 の改正内容ですが、(1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された書面という表記を、戸籍証明書、除籍証明書に改め、交付手数料は従来と同額といたします。

(2) 識別符号の発行手数料を追加し、①戸籍に係る手数料は 1 件につき 400 円。②除籍は 700 円といたします。

なお、マイナーポータルを利用する場合と、戸籍証明書等々同時に取得する場合は、無料となります。

(3) 電子化した届書の証明書の交付及び閲覧を追加し、従来 of 証明書の交付及び閲覧と同額といたします。

議案書の 4 ページにお戻りいただきたいと思います。

附則において、この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） （1）の広域交付というのは、大変便利になることでよかったなと思うんですけども、改正内容の説明の（2）にある、マイナンバーカードのことが載っているんですけども、マイナンバーカードを持っていない人もいらっしゃいますよね、たくさんね。この方が交付を受けたいというときには、例えばマイナンバーカードを取ってくださいみたいな、そういうふうなことにつながってしまうことはないのかというところをお聞きします。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 先ほどの質問は、マイナンバーカードを推進するような形で、この識別符号の取得を、何といいますか、マイナンバーカードを取得するようなのにつながるんじゃないかというような御質問かと思えます。

御案内としては、特にそういった形でマイナンバーカードの普及というふうにはつなげるような説明はしないというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（野田省一君） あと続けてどうぞ。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 持っていない人については、700円をお支払いいただき、識別符号のほうを発行するという形になります。

なお、先ほどの説明でもありました戸籍証明書は750円かかるんですけども、それと一緒に識別符号のほうを取得したいという場合はゼロ円となります。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第1号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第7、議案第2号 損害賠償の額の決定に関する件及び日程第8、議案第3号 損害賠償の額の決定に関する件の2件を一括議題といたします。

議案第2号及び議案第3号の2件について提案理由の説明を求めます。

酒巻農林水産課長。

〔酒巻宏臣農林水産課長 登壇〕

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 議案第2号及び議案第3号の2件に係る損害賠償の額の決定に関する件について御説明申し上げます。

まず、議案書5ページ、議案第2号の損害賠償額の決定に関する件でございます。

本件は、むかわ町鳥獣被害防止対策協議会が、エゾシカによる農業被害の軽減を図ることを目的に設置していた侵入防止柵の金網を、町職員の誤った判断により、令和5年7月下旬に、約200メートルにわたり、地域住民の方に撤去を指示し、その機能を滅失させるという損害を与えたことから、地方自治法第96条の規定により損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は104万5,275円、損害賠償の相手方は議案書に記載のとおりでございます。

なお、損害賠償の内容につきましては、賠償の相手方と協議により仮示談の交渉を経ており、本議会において議決をいただいた後、速やかに本示談を成立させ、エゾシカ侵入防止柵の機能回復に向け、対応を図ることとしております。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書7ページ、議案第3号 損害賠償額の決定に関する件でございます。

本件は、議案第2号で御説明した、町職員の誤った判断によりエゾシカ侵入防止柵の機能を滅失させたことを起因として、圃場へのエゾシカ侵入を増加させ、農作物に被害を与えたことから、地方自治法第96条の規定により、損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償の額は144万8,932円、損害賠償の相手方は議案書に記載のとおりでございます。

なお、損害賠償の内容につきましては、賠償の相手方と協議により仮示談の交渉を経ており、本議会において議決いただいた後、速やかに本示談を成立させ、賠償を進めていくこととしております。

以上、議案第2号及び議案第3号の2件について御説明申し上げます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第2号について質疑ありませんか。

7番。

○7番（中島 勲君） この起こってしまったことは、これはやむを得ないんですけれども、この誤った判断というのは、具体的にどういう判断をしたのかということが一つと、それから、この賠償の金額の算出の根拠は何かについて伺います。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 御質問の、誤った判断というまず点でございますけれども、誤った判断につきましては、本来、こちらの事業につきましては、平成22年にエゾシカの侵入防止を防いで農業被害を軽減するために、関係機関団体と農業者で設置しております鳥獣被害防止対策協議会、こちらのほうで、道からの補助金を受けて整備をした施設でございます。

こちらを、実は、その防止対策協議会とは関係のない近隣の土地所有者の方から、それを撤去を求めるような要望、要請を受けて、それを受けた担当職員が、本来であれば、防止対策協議会また管理主体である、こちら当該地域の関係者の皆様と協議をしながら、撤去についての検討、当然、そもそものこちらの事業の設置目的として、農業被害の軽減を図ることを目的に設置をされているものでございますので、そういったものを協議しつつも、撤去について、本来応じるべきではないような内容のものでございました。それを、地域住民のそういった要望、何回かのやり取りを受けて、その中で個人的な判断により撤去を、そちらの、今度、柵を設置しているところの農業者の方に指示をして、下げるようにというような誤った指示をしてしまったことにより、こういった事態が発生してしまったという内容でございます。

続きまして、被害額の算定の根拠でございます。

こちら、当該撤去した場所の距離、そしてそこに使われている材料の関係を、元の機能を復旧していくという、機能を回復するという部分で、町の技術担当のほうで、町の公共関係の基準単価を用いまして、そちらのとおり積算をしたという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 先ほどの課長の説明と今の答弁とお伺いをいたしました。

当該地域の住民に職員が指示をして撤去させたということですが、当該地域の住民というのはあれですか、その撤去したことで、農産物の被害とかあったのかどうかというのが一つです。

それから、7月に撤去したということですから、作物がほとんど中間まで作物栽培できている時期ということになりますから、当然、それを取ることで、せっかくの鳥獣被害を食い止める柵が機能していないということはもう分かっていたと思うので、この部分をほかの町の職員と共有できていなかったのか、あるいはまた、その担当の職員が全くの独断で、ほかの人が全然知らないよという中でやっていたのかどうかを確認したいと思います。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 町の職員からの指示により撤去作業をした住民の方につきましては、農業の被害が発生してございませんでした。一方で、そこに隣接する農業者の方の圃場に集中的にエゾシカが集まった痕跡が確認されており、そちらのほうの被害が増大したというような状況になってございます。

続きまして、当該事実の関係で、町民の方に対してこのことを指示した担当職員、関わった職員というのは2名でございまして、それにつきまして職場内部での共有、そして連絡、報告、協議というものがございませんでして、そういった部分の職員の管理の徹底、指示、意識統一などにつきましては、私ども課と、課を預かる者としての、責任を重く受け止めているところでございます。

○議長（野田省一君） ほかに。

東議員。

○5番（東 千吉君） ということは、これはむかわ町鳥獣被害防止対策協議会が整備をし、そしてその整備後は、実質、管理運営をするというような協議会だったというふうに思っております。その協議会に、職員も含めて地域の住民も、全く、ここがやっているの、ここ

に一言入れなければならないということを感じないで行動したということで、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 御指摘のとおり、当該職員に、そういった認識が大きく欠如していたものというふうに捉えてございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

三上議員。

○9番（三上純一君） 職員の方の判断ミスということで、その結果、残念な処置になってしまいましたけれども、一方で、私は職員への負担もいろいろと増しているのかなというふうに受け止めているんですけれども、ただ、この処置によって、職員の方がネガティブにならないように、あるいはメンタル的な配慮という部分も大事ではないかなというふうに思っています。

そうしたことを踏まえて、改めて、職員全体での再発防止。先ほども、町長の行政報告の中でお話ありましたけれども、その再発防止への意識を職員で共有していただきたい。そういうことも含めて、改めて町長の見解を伺いたいと思います。

○町長（竹中喜之君） 重ねましてでございますけれども、このたびの事件事案につきましては、町民の皆さんに深くおわびを申し上げたいと思います。

これまでも職員の綱紀の保持、これにつきましては、機会あるごとに注意喚起も含めながらその徹底を図ってきたところでもございますが、このたびの事案が発生と。

今、議員が言われましたように、先ほどの行政報告でも申し上げましたが、二度とこのようなことがないように、私自身も先頭に立ちながら新たな不祥事防止の行動指針というのを、今回策定しております。

本日、この議会が終わった後に、職員全体に訓示をさせていただきたいかと思います。その今回の新たな行動指針の中にも、コミュニケーションの推進というんでしょうか、職場での声かけだとか、あるいは職場での孤立、こういったところも防止すること。そして、定期的な職場内でのミーティング。これはもう問題発見に努められるよう今後も取り組んでいきたいかと思います。

改めて、今回の事案、しっかりと全職員教訓としながら、一つの危機感、緊張感、使命感というんでしょうか、こういったところを持ちながら、改めるところは改めながら再発防止の、繰り返しますが、徹底と町政の信頼回復に向け努めさせていただきたいと思いますので、

ぜひ御理解をお願いしたいかと思えます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 1点だけ伺います。

この防止柵を設置するときに、対策協議会で、その設置する土地の所有者に対して許可を受けるということは当然していると思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

今回、取ってくれと、取りたいんだと言ったところにも、当然、許可をいただいていたのではないかというふうに思うんですが、その辺はどのようになっていたんでしょうか。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） エゾシカ侵入防止柵につきましては、農業者の皆様で構成する協議会として立ち上げ、そこが事業主体となり整備をしております。

その際に、構成メンバーは、そのエゾシカの防止柵を設置している農業者の皆様、個々人になっておまして、それらの方で、地域の関係者の皆様で協議を進め、どういったラインで線を整備していくかという点について協議をして、それぞれ設置場所、そして効率的に地域を囲うことのできる場所を選定し、整備をしてきたという経過がございます。その過程の中で、むしろ許可というよりは、私の土地にこれだけ立てるといような同意を経てやっていく。そして、その後、地域としてあるいは設置している農家個人が鹿柵を適正に管理をしていくというような、そういった立てつけで事業を実施してきたような経過がございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第2号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第2号の討論を終わります。

次に、議案第3号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第3号の討論を終わります。

これから議案第2号及び議案第3号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第2号 損害賠償の額の決定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 損害賠償の額の決定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、議案第4号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柴田総務財政課参事。

〔柴田巨樹総務財政課参事 登壇〕

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 議案第4号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

この改正は、職員の懲戒処分に伴い、行政運営の指揮監督責任を明らかにするため、町長及び副町長の給料月額を減額する改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料9ページをお開き願います。

改正内容につきましては、令和6年2月1日から令和6年2月29日までの間、町長及び副

町長の給料月額を10%減額する規定を、条例附則第5項の次に加えるものでございます。

議案書9ページのお戻り願いたいと思います。

この条例の附則といたしまして、改正規定は令和6年2月1日から施行するものでございます。

以上、議案第4号の提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 今回の条例案の改正は必要なしというふうに、私は思っております。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 今、むかわ町では、平成22年からですか、こういった鳥獣被害の対策で取り組んできているさなかでの不祥事ということで、ここは大変厳しく申し訳ないという気持ちも確かにありますけれども、ただいまの条例案の改正、これについては、私はやむを得ないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第4号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、議案第5号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第5号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

本補正につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業に必要な経費及び各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に6,523万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ99億9,195万7,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書12ページから13ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

続きまして、第2条につきましては、議案書14ページ、第2表繰越明許費補正の件でございまして、本補正に伴い、年度内の事業執行が難しい表に記載の1事業において、繰越明許費を追加するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書4ページ、歳出の事務事業内容を説明した後に、特定財源がある事務事業につきましては、歳入も併せて御説明申し上げます。

2款1項1目30番、総務一般事務の449万5,000円の追加につきましては、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震に係る被災自治体への職員応援派遣に備え、普通旅費として100万円。また、甚大な被害を被った石川県への災害見舞金として100万円及び先ほど議案第2号及び議案第3号で御決定いただきました賠償金として249万5,000円を追加するものでございます。

9目293番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の3,178万2,000円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料13ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の概要により御説明申し上げます。

本補正は、当該臨時交付金の給付金・定額減税一体支援分を活用し、1つ目に物価高騰の負担感が大きい住民税均等割のみの課税世帯に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、1世帯当たり10万円の給付金を支給するもので、給付対象世帯は250世帯を予定。

2つ目に、住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯、18歳以下の子ども1人当たり5万円の給付金を支給するもので、給付対象者数は120人を予定し、給付時期につきましては、いずれも本年3月からの支給開始を予定し、繰越明許費を設定するものでございます。

予算説明書の4ページに、支給事務に係る職員の時間外勤務手当、需用費、役務費等及び支給に係る扶助費を追加。この事業補正に係る財源につきましては、予算説明書の3ページの歳入、14款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として同額を追加してございます。

予算説明書5ページをお開きいただき、14目410番、四季の館管理運営事務につきましては、四季の館温泉井戸に係る緊急修繕として、井戸のパイプに炭酸カルシウムが付着し、ポンプの引上げが不能となったことから、既存ポンプの改修及びスケール浚渫に必要な経費として2,563万円を追加するものでございます。

3款1項1目590番、社会福祉一般事務の90万1,000円の追加につきましては、令和5年9月14日開会の令和5年第3回町議会定例会、議案第43号 令和5年むかわ町一般会計補正予算（第5号）で議決いただきました、高齢者等の冬の生活支援福祉灯油事業につきまして、燃油価格高騰により、本年度は支給上限額を1万4,000円とし執行しているところでございますが、引き続き、価格は高い状況であることから、1世帯当たりの支給上限額を引き上げるため、必要な費用を追加するものでございます。

福祉灯油事業に係る支給上限額につきましては、1世帯当たり1万4,000円から2万円に引き上げ、支給対象見込み140世帯分の生活支援給付金に84万円。既に対象額を金券で受け取っている世帯に対しては、引上げ分を郵送で給付するための費用として、通信運搬費に6万1,000円を追加するものでございます。

なお、この事業補正に係る財源につきましては、予算説明書3ページの歳入、15款2項2目民生費道補助金、地域づくり総合交付金として、福祉灯油事業の交付基準額が引き上げられることから、25万円を追加してございます。

予算説明書 5 ページにお戻りいただき、9 款 5 項 2 目 2370 番、穂別スポーツセンター管理運営事務の 242 万 7,000 円の追加につきましては、燃油価格高騰に伴う維持管理経費として需用費を追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で御説明申し上げていない歳入を御説明いたします。

予算説明書 3 ページ、18 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金の 3,012 万 5,000 円及び 19 款 1 項 1 目 前年度繰越金の 307 万 8,000 円の追加につきましては、本補正予算における歳入歳出の財源調整として追加するものでございます。

以上で、議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節、または事業番号を指示の上、質疑を願います。

まず、議案第 5 号 令和 5 年度むかわ町一般会計補正予算（第 10 号）に関する説明書、別冊事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

8 番、大松議員。

○8 番（大松紀美子君） 4 ページの 30 番、総務一般事務なのですが、石川県に対してのお見舞金、それから町長が行政報告で発言していましたけれども、保健師を 2 名派遣するという事なのですが、テレビで見ている限り、とてもとても大変な状況で、じゃ、派遣された方が本当に健康に留意されて活動してほしいと思うんですけども、例えば派遣期間だとか、それから派遣された場合の宿泊等とかは、どういうふうな、あのひどい状況の中でどういうふうにして、皆さん活動をされているのかというのはすごく心配なんです。行っていただきたいとは思いつつ、行った方が本当に健康で活動できるのかというところは、すごく不安に思って心配なんです。その辺の受入れ側のところというのは、例えば、日赤を通して行くのかとか、その辺ちょっとよく分からないところがあるので伺いたいと思います。

それから、293 なのですが、非常に、非課税世帯のみじゃなくて均等割のところも含めてというところは望んでいましたので、とてもよかったと思うんですけども、郵送料等とあるんですけども、支給の手法です。例えば、郵送して案内して申請していただくのかとか、今まで非課税世帯は把握していると思うので、銀行振込とかやってきたと思うんですけども、この 2 つについて、子どもへの現金支給もそうなのですが、具体的にどんな手法で行うのかについて伺います。

以上です。

○議長（野田省一君） 石川総務財政課長。

○総務財政課長（石川英毅君） 1点目の職員の災害派遣応援の関係について、私のほうでお答えしたいと思います。

派遣する職員につきましては、保健師1名とあと連絡員ということで事務職員1名の2名を予定してございます。

それで、町単独でというよりも、今回は、厚真町とむかわ町と共同で行くというような形になってございます。

きっかけといたしましては、北海道のほうから要請がございまして、そして北海道の枠それぞれ日程が決まっておりますけれども、それに合わせて行くというような形になりますけれども、先ほど御心配されていた行く職員の健康面と申しますか、活動場所ですとか宿泊の関係なんですけれども、残念ながら宿泊先、これにつきましては、それぞれ行くチームで用意をしていただきたいというような要望がございまして。

それと、派遣先地区なんですけれども、これは能登地方と金沢以南と2か所に分類されてございまして、これ、うちのほうでまず行きますという手挙げをして、道のほうからどちらの地区のほうに行くのかというのは、これから我々のほうに連絡来ることになってございます。

金沢以南の場合につきましては、金沢市内のホテルを確保することができるんですけども、能登のほうは、現在、向こうの現地でも非常に混乱をしているということで、その場合については、恐らく、宿泊については被災者と同じ避難所で対応するというような形になると思います。

それで今回、1回目の派遣になりますので、ベテランの職員を派遣しなきゃならないということで、今回むかわ町、厚真町両方とも管理職、そして今まで被災を経験している職員を派遣して対応していくと。その後、1回限りではございませぬので、それをきっかけに順次チームを組みながら対応していくというようなことになろうかと思っております。

なお、派遣期間につきましては、現在、うちの希望としては、北海道で示している日程に合わせて2月8日から2月15日で希望を出しているんですけども、ほぼ1週間、場合によっては移動期間を入れると10日ほどになるのかなというふうになりますけれども、これはもう全国、全道、そういった支援をしていただきたいということで要請が来てございませぬので、そのような対応で現在進めていくというような状況になっております。

場所、あと期間、あと移動手段、これらについては、その場所によって非常に変わりますので、その部分については、適宜連絡があった時点で適切に対応していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

あとあわせて、向こうの地元の状態、そういった部分も徹底的に把握をしながら、第2弾、第3弾行くときには、そこに合わせた応援できるような形も取っていきなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） 先ほどの給付金の支給方法についてお答えいたします。

今、システム改修等を行っていきまして、それぞれ均等割のみの世帯、子育ての加算の分、該当者と思われる方の算出をしております。そちらの該当となると思われる方に、確認書を送りますので、確認書を送って、そちらを返送していただいて確認ができた方から、順次、支給をするという流れで考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 5ページの410番、四季の館管理運営事務でちょっとお伺いをしたいと思います。

ここで、修繕料2,563万上がっているんですけども、こういった温泉地というのは、大体こういった修繕というのは付き物なんですけれども、以前にも、立管に穴が空いて地下水が入ったために水温が上がらなかったとかそういう事例も過去にありましたよね。それで、今回こういった井戸の修繕、大規模修繕になるんですけども、この事業をすることによって回復度というんですか、大体想定はどれぐらい考えているのか。100%元に戻るというふうに考えているのか。

その辺と、あと、営業への影響、こういったものはないのか。ちょっと私、詳しいことは分かりませんが、井戸が2本あれば1本で営業してということにもなるんでしょうけれども、その辺も合わせて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 大塚経済建設課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） まず、温泉井戸については、スケールが付着していることによりまして、ポンプを2年に1回引き上げて、そのポンプをクリーニングして元に戻すとい

う、2つあるんですけれども、それを交換しているというような状況があります。そのスケールが邪魔をして、今、ポンプが上がってこない状態になっていますので、温泉が取れないということではなくて、そのポンプを引き上げないと、引き上げ切れないと、今度ポンプが壊れて、今度温泉が使えないような状態になりますので、まず、そのポンプを上げるために、そのスケールを溶かすということが必要になります。そのスケールは、一旦、物を取って、薬品につけて、どれぐらいで溶けるかという実験までしまして、約19日間ぐらいで工事はできるだろうというふうに、今、言われているんですけれども、その部分でいうと、ポンプさえ引き上げられれば、温泉には何の影響も出ませんので、100%元に戻るような形になると思います。

先ほど言いました、19日間工事にかかりますので、その後、その薬品が混ざっていますので、pHの測定をしながら回復を待つというか、温泉がちゃんと人体に影響のないところまで持っていかなきゃいけませんので、大体1か月程度、事業としてはかかるんじゃないかというふうに言われています。

この間については、温泉は使えませんが、地下水を沸かしてお風呂の機能だけは営業を続けられるような形で、何日間かは休まざるを得ない期間もあるかもしれませんけれども、一応、影響のないように進めたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 内容は分かりました。

それで、ポンプさえ上げることができれば問題は解決するというので、それじゃそのポンプのあるところの距離というのは、どのぐらいのところにあるのか。それで、そのかすというか、スケールといいますか、そういったものが邪魔をしているということで、化学薬品で19日間で溶かすということですが、こういった、何というんだ、事例というのは、科学的にもう実証されて、どこでもやっていることなのか。その点だけもう一点お伺いします。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 井戸については、御承知だと思いますけれども、大体1,500メートルぐらい井戸を掘っていますけれども、ポンプ自体は153メートルのところを設置しています。スケールは、そのポンプの付近に非常にたまってまして、引き上げることが、今現在、できないような状態になっております。

このスケールについては、どこの温泉も泉質によるんですけれども、うちの場合、海水を

3分の2ぐらいになっているので、かなりスケールがたまりやすいような泉質だというのは、過去からいろいろな事業でやっていますので、分かっていることだとは思いますが、それはどこでもというか、こういう泉質のところではやっていますので、そういう薬品でやれるということは、一般的な方法だというふうに聞いておりますので、御心配ないかと思えます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり11ページから14ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第5号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回むかわ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時09分